

ファブスぺースのデジタル 機器の利用講習会

申 7月9日(日)午前9時から市HPで申込み



場 場へきしんギャラクシープラザ(☎<76>1515)

3Dプリンターを親子で学んでみよう!

時 8月6日(日)午後2時~4時

対 市内在住の小学4年~中学生と高校生以上の保護者(パソコンの基本操作が可能な人)

定 3組(先着)



デジタルミシン利用講習会

時 8月20日(日)午後2時~3時、午後3時~4時

対 市内在住・在勤・在学の高校生以上

定 各2人(先着)



レーザー加工機利用講習会

時 8月27日(日)午後2時~4時

対 市内在住・在勤・在学の高校生以上でパソコンの基本操作が可能な人

定 5人(先着)



市民ギャラリー展示室の利用予約を受付

来年10月1日~令和7年3月30日の展示室の予約を受け付けます。

内予約の種別

- ①優先予約→2室以上を4日間以上連続で利用
- ②通常予約→①以外

申 ①→7月25日(火)~30日(日) ②→8月1日(火)~10日(木)に直接市民ギャラリ一へ

※電話での申込不可。

※希望が重複した場合、①は利用内容(部屋数・日数等)をもとに調整、②は抽選。申込期間以降は隨時受付。

※来年9月29日までの利用予約も隨時受け付けています。

問 市民ギャラリー(☎<77>6853)



展示室の一例

アンフォーレエントランスコンサート 図書館に融合した癒しの演奏会 夏

時 7月24日(月)午前11時頃、午後2時頃

内 アンフォーレ館内で、突然はじまる演奏会

出演→神谷英里佳(ハープ)

他 音楽を聴きながら楽しむアフタヌーンマルシェを同時開催(売り切れ次第終了)

問 アンフォーレ総合案内(☎<76>1400)



健康・福祉

2歳児の歯科健診とフッ化物塗布

(一社)安城市歯科医師会が2歳児を対象に、無料で行います。歯ブラシと歯みがきカレンダーのプレゼント有。

時 8月1日(火)~31日(木)

場 市歯科医師会所属の



歯科医院(QRコード参照)

※矯正専門歯科医院は除く。

対 令和3年2月~令和4年1月生まれの子(2歳になる前でも可)
※本事業を過去に受けた人を除く。

持 母子健康手帳、健康保険証、子ども医療費受給者証

申 各歯科医院に直接申し込み
※予約時に、本事業の希望であることを伝えてください。

問 保健センター(☎<76>1133)

今月の納税など

納付期限・口座振替日：7月31日(月)

- ▶ 固定資産税・都市計画税 第2期
- ▶ 国民健康保険税 第1期
- ▶ 後期高齢者医療保険料 第1期
- ▶ 介護保険料 第1期
- ▶ 水道料金・下水道使用料(JR東海道本線以南)

- ▶ 保育園保育料
- ▶ 児童クラブ育成料
- ▶ 市営住宅家賃





総合福祉センターの講座

場 総合福祉センター

申 各申込期間の午前9時～午後5時に直接か電話で安城市社会福祉協議会地域福祉課(☎<77>7896)へ

男性講座「空手エクササイズ」

時 7月28日(金)、8月4日(金)・18日(金)、9月1日(金)・8日(金)・15日(金)午前10時～11時30分(全6回)

講 高野未来氏(空手道仁聖会)

対 市内在住の概ね65歳以上

定 15人(先着)

申込開始日→7月7日(金)

40歳からの介護予防講座
「エンジョイフラダンス」

時 8月22日(火)・29日(火)、9月5日(火)・12日(火)・19日(火)・26日(火)午前10時～11時30分(全6回)

講 服部佳子氏(フラダンス講師)

対 市内在住の40～64歳

定 16人(抽選)

※「40歳からの介護予防講座」に初めて参加する人を優先。

申込期間→7月11日(火)～21日(金)

衣浦東部保健所の相談・検査

場 衣浦東部保健所(刈谷市大手町)

栄養相談・歯科相談(予約制)

時 8月9日(水)午前9時～11時30分

申 同所健康支援課(☎<21>9338)へ

こころの健康医師相談(予約制)

時 8月22日(火)午後2時～4時

申 8月21日(月)正午までに同所健康支援課(☎<21>9337)へ

HIV・梅毒・肝炎検査

時 毎週(火)午前9時～11時

※HIV・梅毒検査は7月3日(月)午後6時～7時も実施。

問 同所生活環境安全課(☎<21>4797)

骨髄バンクドナー登録(予約制)

電話で問い合わせてください。

申 同所生活環境安全課(☎<21>4797)へ

検便・水質・食品検査(有料)

電話で問い合わせてください。

申 同所試験検査課(☎<21>9353)へ

献血にご協力ください

時 7月30日(日)午前10時～正午、午後1時30分～4時

場 アピタ安城南店(桜井町)

対 採血基準を満たす体重50kg以上の男性(17～69歳)及び女性(18～69歳)
※65～69歳の人は、60～64歳に献血の経験がある人のみ。

他 400ml献血のみ実施

問 保健センター(☎<76>1133)

住宅用火災警報器・家具転倒防止器具の設置

問 高齢福祉課(☎<71>2223)、障害福祉課(☎<71>2225)

住宅用火災警報器の設置

火災発生時の逃げ遅れ防止を図るため、寝室、台所、階段(2階以上に寝室がある場合)に火災警報器を無料で設置します(設置個数→3個以内)。

対 以下のいずれかに該当する人

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者(認定者)
- 身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A判定の交付を受けている人(手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の人と同居している人を除く)

家具転倒防止器具の設置

地震発生時の家具転倒防止を図るため、寝室、居間、台所等の家具に転倒防止器具を無料で取り付けます(器具代は自己負担)。

対 以下のいずれかに該当する人

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- 65歳以上の人のみの世帯
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の人と同居している人を除く)

成年後見制度のお知らせ

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人に成年後見人等を選任し、本人の権利を守り、その人らしい生活を送れるよう支援する制度です。「物忘れが多く、お金の管理ができない」「介護等のサービスや施設入所の契約が難しい」等で困っている人は、利用を検討してください。

法定後見制度の申立費用と報酬費用の助成

法定後見制度の利用を開始する際に必要な申立費用と、成年後見人等に支払う報酬に係る費用の助成をしています。

内 助成額▶申立費用(住民票等発行手数料、登記手数料等)→全額

報酬費用→月額1万8000円(施設入所者)、月額2万8000円(在宅者)

対 収入や資産等により条件が異なるため、問い合わせてください

※成年被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が成年後見人等又は成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人となっている場合を除く。

問 助成に関する申請について→高齢福祉課(☎<71>2223)、障害福祉課(☎<71>2225)

成年後見制度に関する相談→安城市後見支援センター(安城市社会福祉協議会内/☎<77>0284)

※すでに他の相談機関(地域包括支援センター等)の相談員が関わっている場合は、相談員を通して相談してください。

子ども向け認知症サポーター養成講座



認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。全国キャラバンメイト連絡協議会PRキャラクター「ロバ隊長」のフェルトストラップも制作します。夏休みの自由研究におすすめです。

時 7月29日(土)午前10時～11時30分

場 明祥プラザ

講 安城市キャラバンメイト

対 小学3年生以上

(保護者の付き添い可)

定 30人(先着)

他 受講後、オレンジリングを進呈

申 7月5日(水)から電話で明祥福祉センター(☎92)3641)へ

介護保険・後期高齢者医療保険・国民健康保険のお知らせ

問 介護保険に関すること→高齢福祉課介護給付係(☎71)2226)

後期高齢者医療保険に関すること→国保年金課医療係(☎71)2232)

国民健康保険に関すること→国保年金課国保係(☎71)2230)

■各種通知書

いずれも7月中旬に送付します。

●介護保険料納入通知書 第1号

被保険者(65歳以上)へ送付します。

※保険料額が昨年度から変更にな
っている場合がありますので、
通知を確認してください。

●後期高齢者医療保険料額決定通 知書

被保険者へ送付します。

●国民健康保険税納税通知書

被
保険者世帯の世帯主へ送付します。
※制度の内容等は納税通知書に同

封のチラシを参照してください。

■納付方法

2つの方法があります。

●普通徴収

納付書又は口座振替で納付してください。納付する月は、介護保険料及び後期高齢者医療保険料は7月～来年2月の8回、国民健康保険税は7月～来年3月の9回です。

※口座振替の申込みは、振替希望口座の通帳とその届出印を持って、市内金融機関又は高齢福祉課・国保年金課へ。

●特別徴収

年金から保険料(税)が天引きされます。7月中旬に1年分(4月～来年3月分)の確定した保険料(税)と天引き額を通知します。なお、年度途中で対象年齢に到達した人や本市への転入によ

り対象となった人は、しばらくの間、普通徴収となります。10月から特別徴収になる人は、4～9月分の保険料(税)を納付書又は口座振替で納付してください。

■後期高齢者医療保険の保険証を送付

現在の保険証の有効期限は7月31日です。7月中旬に新しい保険証を簡易書留郵便で送付します。

■介護保険負担限度額の認定申請を受付

認定されると、介護保険施設に入所(ショートステイ含む)した場合の食費・居住費の負担額が軽減されます。現在の認定証の有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は6月に発送した申請書等を高齢福祉課に提出してください。

■介護保険負担割合証を送付

現在の割合証の有効期限は7月31日です。要支援・要介護認定等を受けた人へ8月以降の介護保険サービス等の利用者負担割合を表示した「負担割合証」を7月上旬に送付します。サービス利用時に、介護保険証と同時に提示してください。

高齢者向けスマホ講座

内PayPay等のコード決済について学ぶ

日程	場所
8月2日(水)	桜井福祉センター
8月4日(金)	総合福祉センター
8月8日(火)	作野福祉センター
8月9日(水)	安祥福祉センター
8月11日(祝)	明祥プラザ
8月18日(金)	中部福祉センター
8月22日(火)	西部福祉センター
8月29日(火)	北部福祉センター

※時間はいずれも午前10時～正午
又は午後1時30分～3時30分

対 市内在住の概ね60歳以上

定 各10人(先着)

持 スマートフォン

申 7月5日(水)からの午前10時～午後3時に電話でエイムズエー(株)(☎080(1389)2090)又は(☎090(6922)4523)へ

問 経営情報課(☎71)2207)

国民健康保険「高齢受給者証」を送付

現在の高齢受給者証(白色)の有効期限は7月31日です。7月下旬に新しい高齢受給者証(薄だいだい色)を送付します。8月以降に医療機関を受診する場合には、保険証とともに新しい高齢受給者証を提示してください。

高齢受給者証は、医療機関を受診する場合の医療費の自己負担割合(2割又は3割)を示すものです。自己負担割合については、令和4年中の収入・所得をもとに判定します。

対 70歳以上の国民健康保険加入者
他 高齢受給者証は70歳の誕生日の

翌月1日(1日生まれの人は誕生月)から使えます。新たに対象となる人には、該当月の前月下旬に送付します

問 国保年金課(☎71)2230)